

国民健康保険料を引き下げするため、東京都の財政措置を求める意見書（案）

来年度からの国保財政の都道府県化に向け、十一月二十一日に開かれた東京都国民健康保険運営協議会では、東京都がさらなる財政負担はしないとされたために、納付金総額は約四千五百八十九億五千万円、加入者一人当たりの国保料額は十五万二千五百一十円となり、二〇一六年度の十一万八千七百七十二円と比較して一・三倍、約三万四千円もの値上げが示された。また、渋谷区の標準保険料率は、均等割が一万五百五十七円増の七万五千六百五十七円に、所得割が一・六％増の二二・一九％へと大幅な引き上げとなっている。今でさえ、高過ぎる国保料のために、渋谷区では滞納率が二七・八二％にもなっている。これ以上の保険料の引き上げは滞納者をさらに増やし、制度の根幹を揺るがすことにもつながりかねない。

国民健康保険法第一条では、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与する」として、社会保障の一環であることが明記されている。東京都は、国保の新たな保険者として、誰もが払える保険料にする責任がある。

よって渋谷区議会は、国保料負担を引き下げするため、国保財政の運営主体となる東京都に対し、保険料負担軽減のための独自の財政措置をとるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

二〇一七年二月 日

渋谷区議会議長名

東京都知事 あて